

大和高田市地域クラブ活動に係るガイドライン

【骨子】

令和7年〇月

大和高田市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的かつ自発的に参加し、部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として、教職員の献身的な支援により、行われてきました。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との豊かな人間関係を築くとともに、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ態度を育み、生徒が充実した学校生活を送る上で、大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年、子どもたちの学校部活動に求めるニーズの多様化や少子化が進展する中、学校部活動を従来と同様の体制で運営することが困難となっており、学校によっては、生徒数の減少により、存続が厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、大和高田市教育委員会では中学生のスポーツ・文化芸術活動について、子どもたちが「やってみたい」と思う活動を多様な選択肢の中から選択し、活動できるよう、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会を確保することを目指して「大和高田市地域クラブ活動ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインは、大和高田市で行われる地域クラブ活動の運営や指導の望ましいあり方等、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示すものです。

大和高田市教育委員会においては、本ガイドラインに基づく取組状況について、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて見直し・改善を図るものとします。

令和7年〇月

大和高田市教育委員会

目 次

1	地域クラブ活動の目的・趣旨	4
2	地域クラブ活動等の定義	4
	（1）地域クラブ	4
	（2）地域クラブ活動	5
	（3）事務局	5
3	直営型クラブ及び自主運営型クラブについて	5
	（1）直営型クラブとは	5
	（2）自主運営型クラブとは	6
	（3）自主運営型クラブの認定要件	6
4	地域クラブ活動の活動方針	6
5	指導者登録（直営型クラブ）について	7
	（1）指導者の役割と種類	7
	（2）指導者の要件	7
6	施設利用について	8
	（1）安全確保	8
	（2）活動場所の移動	9
	（3）活動場所の確保	9
7	地域クラブ活動における留意事項	9
	（1）週あたりの休養日	9
	（2）指導における留意点	9
	（3）兼職兼業について	10
8	今後の検討課題	10

(1) 指導者登録制度（人材バンク設置）について	10
(2) 受益者負担について	10
(3) ALL TAKADA DAYの実施について	10
(4) 大会参加について	10
(5) 地域クラブの設置運営における各種支援制度について	10

1 地域クラブ活動の目的・趣旨

国により「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」（以下、「国ガイドライン」という。）が策定され、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について考え方が示された。

これを受けて、本市における地域クラブ活動は、「大和高田市立中学校に在籍する生徒を主な対象に、スポーツ・文化芸術に親しむ機会を安定的・継続的に提供し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術活動となること」を目指す。また、「大和高田市部活動地域移行検討委員会」をはじめとする関係者からの意見聴取、および国庫委託事業として実施している実証事業の検証結果などを総合的に勘案し、大和高田市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）において定めた「やまとたかだ地域クラブ活動の基本理念」を理解し、遵守することとする。

〈やまとたかだ地域クラブ活動の基本理念〉

- 運動・文化芸術の活動経験の有無に関わらず誰もが参加できる活動
- 体を動かすことや文化芸術に触れることに「楽しみ」「喜び」を感じる活動
- 生徒が自主的・自発的に参加したくなるような活動
- 指導者や他学年の生徒との関わりを通して、「礼儀・マナー」、「思いやり・チームワーク」を学ぶ活動

2 地域クラブ活動等の定義

（1）地域クラブ

本市における地域クラブは、「大和高田市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会及び持続可能で多様な活動環境を整

備するため、教育委員会に「やまとたかだ地域クラブ」を設置し、本市の地域クラブ活動の推進を図ることとする。

（２）地域クラブ活動

本市の地域クラブ活動は、生徒の興味・関心を尊重し、学校部活動の教育的意義を継承・発展するものとして、「異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と指導者等との好ましい人間関係の構築を図るほか、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養」など、多様な学びの場を持続的に確保するために、行政、民間、地域との協働の下に活動を行うこととする。

（３）事務局

本市の地域クラブ活動の目的・趣旨を達成するために、各地域クラブの統括（直営型クラブの設置・運営、自主運営型クラブの認定及び指導者登録制度の運用等）を行う事務局として、教育委員会がその役割を担うこととする。

３ 直営型クラブ及び自主運営型クラブについて

（１）直営型クラブとは

活動拠点や指導者等の確保見通し、自主運営型クラブの充実状況等を総合的に勘案し、事務局である教育委員会が設置・運営する地域クラブのことを指す。また、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するため、大和高田市は運営経費の一部について補助を行い、参加しやすい会費としながらも、安定的なクラブ運営の確保を図ることとする。

(2) 自主運営型クラブとは

生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、本市及び事務局が設置・運営を支援する上で、事務局が本ガイドライン及び事務局の定める規定に基づき認定を行う地域クラブのことを指す。

(3) 自主運営型クラブの認定要件

本市が定める「自主運営型クラブ認定要件（仮称）別添」の要件を満たすこととする。

4 地域クラブ活動の活動方針

地域クラブの活動方針は以下のとおりとする。

		直 営 型	自 主 運 営 型
1	運 営 者	やまとたかだ地域クラブ事務局	認証を受けた団体
2	指 導 の 計 画 と 実 施	事務局が配置する「指導者」が、指導内容を計画し、実施する	認証を受けた団体が指導内容を計画し、実施する
3	保 険 加 入	●事務局が「参加者（生徒）の保険」、「指導者保険」に加入する	●認証を受けた団体が「参加者（生徒）の保険」「指導者保険」に加入する ※保険料は団体負担
4	指 導 者 研 修	●事務局指定のオンライン研修の実施 ●研修の案内 ※市または管理団体が定める指導者向け研修の実施	●認証を受ける団体がコンプライアンス等を含む研修計画を提示、実施する。または事務局指定のオンライン研修の実施 ●研修案内 ※研修計画作成が困難な場合、市または管理団体より提案支援を行う

5	指導者報酬	1,600 円/時間（事務局にて支払い管理）	承認を受けた団体により金額等の条件を設定、支払い管理
6	活動場所	原則、学校施設	- 団体の活動場所、または学校施設 ※事務局にて施設の割り振りを支援
7	参加費等の徴収	事務局にて一括集金、会計管理	認証を受けた団体にて集金、会計管理

※直営型における地域クラブの保険加入手続きについては事務局にて行う。

※参加生徒の移動手段については自転車や公共交通機関、送迎などで移動を行い、自転車を利用する際のヘルメット装着については、各家庭の判断で着用することとする。

5 指導者登録（直営型クラブ）について

直営型クラブの指導者は、事務局が運営する「指導者登録制度（人材バンク）」に登録した者の中から、事務局にて判断し、承諾を得た者とする。

（1）指導者の役割と種類

指導者には、主任指導者と副主任指導者があり、それぞれの役割は次のとおりとする。

ア 主任指導者

直営型クラブの活動現場における責任者として、指導計画の立案・決定、機器利用や熱中症対策の安全配慮、技術指導、大会等での指揮などを行う。事故等が発生した際、場合によっては管理責任を問われることがある。

イ 副主任指導者

主任指導者を補佐する役割を担う。

（２）指導者の要件

直営型クラブで指導を行う指導者の要件は次のとおりとし、詳細は事務局において定める。

- ア 直営型クラブの意義や趣旨、活動方針を十分に理解していること。
- イ 競技や活動の楽しさ、魅力等を参加者（生徒）に十分伝えられるだけの技術、知識、経験があること。
- ウ 体罰の撲滅やコンプライアンスの遵守等について徹底できること。

６ 施設利用について

中学校をはじめとした学校施設または、市が保有するその他の公共施設を利用することとする。社会教育団体等の利用が重なることも想定されることから、活動場所の確保のため、特に学校施設については、地域クラブが優先して活動できるよう体制を整備する。

（１）安全確保

指導者については、活動を実施するにあたり、活動場所の状況や周囲に危険な物がないかを事前に確認するとともに、天候等の外的要因にも十分注意を払い、危険の未然防止に努める。

参加生徒については、指導者の指示に伴い、自身の安全に配慮し、活動を行うものとする。

（２）活動場所の移動

参加生徒においては、校区内の生徒は、通常の通学手段で移動する。校区外の生徒は自転車の移動が可能とする。自転車を利用する場合は、ヘルメット着用を含め、各家庭にて判断の上、対応をお願いすることとする。

（３）活動場所の確保

学校施設における部活動の利用時間は 16 時 50 分までとし、それ以降の時間帯は一般開放とするが、地域クラブにおいては 19 時 00 分までの間、優先して施設を利用できるものとする。

７ 地域クラブ活動における留意事項

（１）週あたりの休養日

直営型クラブは、学期中・長期休み中ともに週あたり 3 日以上を休養日（原則平日 2 日、休日 1 日）とする。なお、休日に大会・コンクール等があり、休日における休養日が確保できない場合、翌週あるいは前後の活動日を休養日として設定する。

自主運営型クラブについては、平日 1 日以上、週休日等 1 日を休養日として設定する。自主運営型クラブにおいては、上記の休養日を必ず遵守すること。

（２）指導における留意点

やまとたかだ地域クラブが目指す活動や趣旨を理解し、活動の楽しさや魅力を生徒に十分に伝えること。また指導する際の留意点や事故・怪我等の対応について本市が定める「地域クラブ活動指導マニュアル」の規約を厳守し指導を行うこと。

(3) 兼職兼業について

学校教員が地域クラブ活動の指導者として従事する場合（兼職兼業）、所属の校長から了承を得た後、教育委員会へ必要書類「営利企業等従事許可願」を提出すること。

8 今後の検討課題

(1) 指導者登録制度（人材バンク設置）について

(2) 受益者負担について

(3) ALL TAKADA DAYの実施について

(4) 大会参加について

(5) 地域クラブの設置運営における各種支援制度について

- ・参加者への支援策
- ・指導者・団体への支援策

以上

付則

このガイドラインは、令和7年〇月●日から実施する。